

(公印省略)

福保 第261号
令和3年4月28日

各部（局）長
教育長
警察本部長 殿
企業局長
病院局長

福祉保健部長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に係る
関係業界団体等への周知・徹底について

全国的に感染が拡大する中、4月25日から東京都など1都2府県に緊急事態宣言が発出され、その他7県がまん延防止等重点措置の適用対象となるなど、感染拡大の防止策が進められております。

本県においても、変異株による感染者が増加していることや、カラオケや結婚披露宴の2次会などのクラスターが発生していること、人の往来が増えるゴールデンウィークを控えていることなどを踏まえ、4月25日付で、県民の皆様への取り組みの強化をお願いしたところです。

また、感染拡大防止及び感染者発生時には、事業者の皆様による業種別ガイドラインの遵守・徹底はもとより、感染者が発生した場合の迅速かつ適切な積極的疫学調査のための協力が不可欠となります。

つきましては、下記の内容について、各部局が所管する関係事業者に対して、周知徹底いただきますようお願いします。

記

1. 業種別ガイドラインの遵守・徹底について

業種別ガイドラインとは、業界団体が作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるため、それぞれの業種・施設での「具体的な感染防止対策」が記載されています。

小規模企業・個人事業者の方も、あてはまる業種・施設のガイドラインを守ながら、感染拡大防止と事業活動を両立されるよう遵守・徹底をお願いします。

内閣官房新型コロナウイルス業種別ガイドラインはこちら→



2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正について
(積極的疫学調査等の実効性の確保：令和3年2月13日施行)

感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由なく協力しない場合、応ずべきことを命令することができ、命令を受けた者が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料（30万円以下）が規定されました（法第81条）。

3. 感染者が確認された場合の店舗名公表について

感染防止の観点から、以下の場合は店舗名等を公表することができるうこととなっています。

- ・感染者に接触した可能性がある者を把握できていない場合
- ・感染の要因が、業種別で作成されているガイドラインに掲載しているような感染対策を適切に講じられていなかったことと考えられる場合

※また、変異株の感染状況や県内で発生したクラスターによる影響を鑑み、カラオケ喫茶や飲食店など感染事例が多い業種においては、業種別ガイドラインの遵守・徹底のみならず、利用者名簿による利用者管理を行うなど、事前の対策に努めてください。

【担当】福祉保健企画課 安田・阿孫

内線：2612・2627